

## 本土決戦へむけて

かけ声ばかりで、決戦の準備はちっとも整備されなかった

### 強化される本土決戦準備

戦局が絶望的となるなかで、陸軍を中心とする戦争指導部は、なおも戦争終結の道をもとめようとはしなかった。むしろ、昭和20年にはいつてからは、本土決戦態勢をかためるための方針をつぎつぎとうっていく。

たとえば、最高戦争指導会議は本土決戦即応態勢の強化を骨子とした「今後採るべき戦争指導の大綱」を策定（1月18日）。これにもとづき大本営陸海軍部は「帝国陸海軍作戦要綱」を作成し、北海道・本州・四国・九州の四島防衛のために本土防衛軍の編成に着手。<sup>\*1</sup>さらに2月26日、陸軍省と参謀本部の首脳会議で「本土決戦完遂基本要綱」を決定。これは海軍を陸軍の指揮下において本土決戦態勢を構築しようとしたものだったため、当然のことながら海軍側の猛反対で表現にはいたらなかった。

だが、本土決戦準備の一環として、「国民勤勞動員令」<sup>\*2</sup>（3月6日）がだされたり、「決戦勤勞動員実施ニ関スル件」<sup>\*3</sup>（3月21日）や「国民義勇隊」<sup>\*3</sup>の組織化、さらには「義勇報国隊組織ニ関スル件」<sup>\*4</sup>（3月23日）などがあいついで閣議決定されるなど、国民の「根こそぎ動員」<sup>\*5</sup>が着々とすすめられた。

それは教育現場にもおよび、「決戦教育措置要綱」が閣議決定（3月18日）され、国民学校初等科をのぞくすべての学校が、4月1日より一年間授業停止となった。さらに国民義勇隊組織の強化がはかられ、女子や少年も義勇隊組織に編入されていく。そして、最後に行きつのが、一五歳から六〇歳までの男子、一七歳から四〇歳までの女子を国民義勇戦闘隊に編成する「義勇兵役法」<sup>\*6</sup>（6月23日施行）であった。

### お粗末な本土決戦態勢

このように着々と本土決戦準備がすすめられ、「軍民一体」のスローガンのもとに一億総特攻態勢がとこのうかに思われた。だが現実には戦争経済がすでに破綻<sup>はた</sup>しており、国民の総武装化といっても、配給すべき武器は皆無に近い状態

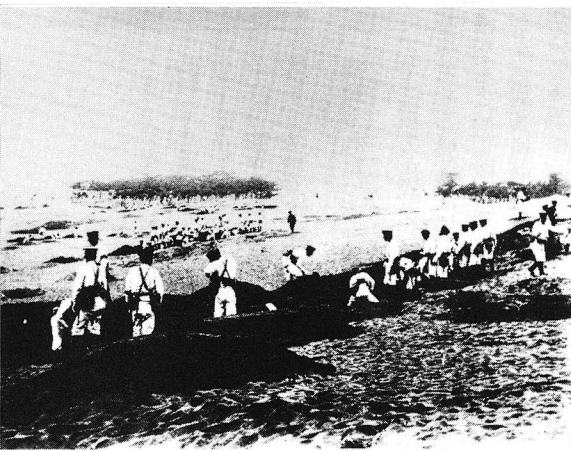
\*1 本土防衛軍として、陸軍二四〇万人、海軍一三〇万人の合計三七〇万人の編成動員が計画された。

\*2 国民徴用令や女子挺身動員令などを廃止・統合し、軍需工場勤務や軍事施設建設などにあらゆる労働力をかりだそうとするもの。

\*3 本土決戦にそなえ、地域・職場・学校などの単位に結成された防衛組織。

\*4 軍の作戦行動を補助するため、兵役義務のない者もすべて動員しようとするもの。ばあいによっては武器をもって戦闘に参加することも考えられていた。

\*5 国家の総力をあげて戦争にとりくむために、人も物もすべてが無条件で動員されること。それは戦場と銃後の区別がなくなったことを意味し、これにより民間人の犠牲者を大量にだすことになった。



米軍の上陸にそなえたタコソボ(塹壕)掘りの訓練。  
神奈川県湘南海岸での予備学生による演習。

だった。それをうらづけるように大本営陸軍部が発行した『国民抗戦必携』(昭和20年4月25日刊)には、「銃、剣はもちろんだ、槍、竹槍から鎌、ナタ、玄能、出刃包丁、鳶口に至るまで、これを白兵戦闘兵器として用いる」ものとして記してあった。

要するに、近代兵器で重武装する敵の軍隊に、素手にちかいかい状態でたちむかえとしていのである。そこでもとめられたものは、本土決戦をかえて国民のあいだにひろがりつつあった厭

戦気運をはらいのけ、決戦意欲をかきたてて、敵に体当たりしていく戦闘精神だったのである。それで本土決戦を呼号する大本営の命令により、とくにアメリカ軍の本土上陸想定地とされた千葉県九十九里浜や鹿児島県志布志湾では、後方陣地の構築に地元住民がかりだされ、また上陸軍にそなえて婦人部隊による竹槍訓練が在郷軍人らの指導のもとに実施された。

それでは、軍部が呼号する本土決戦論を民衆はどのような思いでとらえていたのだろうか。たとえば、「軍は国民に必勝を呼号するが果して軍自体に必勝の確信ありや」とか、「軍は本土決戦を馬鹿の一つ覚えの如く叫ぶが斯る戦争指導に信を置くものはあるまい」といった記録がのこされている。

民衆は強制的動員にしたがいながらも、本土決戦論がすでに無謀な作戦であることを見抜き、同時に戦争指導層に強い不信任をいだくようになっていたのである。

それでも最高戦争指導会議は6月8日、「今後採るべき戦争指導の基本大綱」を採択し、本土決戦方針を正式に決定していった。

(額 厚)

\*6 昭和天皇は「義勇兵役法」の公布にあたり、「朕は曠古の難局に際し忠実なる臣民が勇奮挺身皇土を防衛して国威を發揚せむとする」との上諭を出し、本土決戦の実行を指示していた(防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本営陸軍部(10)』朝雲新聞社、一九七五)。

\*7 粟屋憲太郎・川島高峰編集解説『国際検察局押収重要文書① 敗戦時全国治安情報』第7巻、日本図書センター、一九九四(福岡県の事例)。

\*8 その冒頭には、「飽く迄戦争を完遂し以て国体を護持し皇土を保衛し征戦目的の達成を期す」と記されていた。